

令和7年（2025年）4月24日
総務委員会資料
総務部総務課

中野サンプラザ南側広場の貸出しについて

中野サンプラザ南側広場について、株式会社まちづくり中野21（以下「まちづくり中野21」という。）から当該部分を借り受け、令和7年4月からオープンスペースとして開放している。

今後、まちの賑わいの創出など更なる有効活用を図るため、まちづくり中野21から南側広場を借り受けている期間において、以下のとおり貸出しを行うものとする。

1 貸出し方法

区に使用申請を行い、使用承認を受けた団体等に対して貸出しを行う。

2 使用条件

(1) 使用時間

午前9時から午後6時まで（土日祝日含む）

(2) 対象とする活動（例示）

区民や来街者を対象とした、公益に資すると認められる活動

○国又は地方公共団体その他公共的団体が実施する事業

○収益を伴わない、演奏、演技、ダンス等の発表

○献血、防災訓練、交通安全教室等の行事、催物

※場所の確保、設営、撤去、清掃等は自らの責任において行い現状復帰すること。

※電気、水道、ガス等は使用できないほか、トイレは設置されていない。

(3) 使用料

無償とする。

(4) 貸出しにおける禁止事項

○営利活動その他これらに類する行為

○宣伝、勧誘その他これらに類する行為

○広場の管理及び運営上不相当と認める行為

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 4月25日 広場貸出しに係る申請受付開始

9月頃 中野サンプラザの土地・建物等の寄附受領に伴い、当該手続きに基づく貸出しの終了